

根羽村森林組合 J-クレジット販売要領

平成 29 年 3 月 15 日制定

(趣旨)

第 1 条 根羽村森林組合が、長野県 根羽村森林組合による間伐事業を用いた温室効果ガス吸収プロジェクトで取得した J-クレジット（以下「根羽村森林組合 J-クレジット」という。）を、事業者、団体等に販売することに関して必要な事項を定める。

(購入者の募集)

第 2 条 根羽村森林組合 J-クレジットの購入者（以下「購入者」という。）の募集は、根羽村森林組合ホームページ等により行うものとする。

2 根羽村森林組合 J-クレジットの販売は、根羽村森林組合が保有する数量の範囲内で行うものとし、根羽村森林組合ホームページに販売できる数量を公表する。

(販売予定単価、販売数量)

第 3 条 根羽村森林組合 J-クレジットの販売予定単価は、15,000 円/トン (t - CO₂) とする。
(消費税額及び地方消費税額を含まない。)

2 最低販売数量は、1 トン (t - CO₂) とし、1 トン (t - CO₂) 単位で販売する。

(販売期間)

第 4 条 根羽村森林組合 J-クレジットの販売期間は、平成 29 年 3 月 15 日から根羽村森林組合が保有する数量が終了するまでとする。

(購入の申込み)

第 5 条 根羽村森林組合 J-クレジットの購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）は、申請書類（様式第 1 号から様式第 3 号まで）を持参又は郵送のいずれかの方法により、根羽村森林組合に提出する。

2 前項に掲げる規定は、次に掲げる事業者、団体等を対象外とする。

- (1) 各種法令に違反している事業者、団体等
- (2) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由がある事業者、団体等
- (3) 行政機関からの行政指導による改善がなされていない事業者、団体等
- (4) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている事業者、団体等
- (5) 県税その他の租税の滞納がある事業者、団体等
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業者、団体等
- (7) その他、本事業の適正な実施ができないと認められる事業者、団体等

3 根羽村森林組合は、第 1 項による申込みがあった場合で必要と認めるときは、購入希望者に対

し、根羽村森林組合 J-クレジットの使用に必要な範囲において、資料の提出を求めることができる。

(購入者の決定)

第 6 条 根羽村森林組合は、前条の規定による申込みがあった場合は、内容を審査の上、根羽村森林組合 J-クレジットの購入者を決定する。

2 根羽村森林組合は、購入の適否について、購入希望者に書面により通知する。

(契約書の作成)

第 7 条 根羽村森林組合は、前条第 1 項の購入者と契約書を作成し、契約を締結する。

(売買代金の支払)

第 8 条 購入者は、根羽村森林組合 J-クレジットの売買代金を、根羽村森林組合が別に定める期日までに、根羽村森林組合が指定する口座に振り込むこととする。

(根羽村森林組合 J-クレジットの移転)

第 9 条 根羽村森林組合は、購入者からの売買代金を確認した後、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）実施要綱に基づく制度管理者が管理する J-クレジット登録簿において、根羽村森林組合の保有口座から購入者が指定する保有口座へ販売した根羽村森林組合 J-クレジットの移転を行う。

2 購入者が口座を保有しない場合又は口座を指定しない場合は、根羽村森林組合が根羽村森林組合 J-クレジットの無効化を行う。

(協議)

第 10 条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、根羽村森林組合と購入者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第 11 条 この要領に定めることに関し、裁判上の紛争が生じた場合は、長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、根羽村森林組合が定める。

附 則

この要領は、平成 29 年 3 月 15 日から施行する。